

令和 8 年 5 月 26 日

1. 出席議員

1 番	高 橋	信 広
2 番	花 下	主 茂
3 番	坂 本	治 郎
4 番	水 町	典 子
5 番	古 賀	邦 彦
6 番	久 間	寿 紀
7 番	原 田	英 雄
8 番	小 山	和 也
9 番	高 山	正 信
10 番	川 口	堅 志
11 番	田 中	栄 一

12 番	堤	康 幸
13 番	石 橋	義 博
14 番	牛 島	孝 之
15 番	服 部	良 一
16 番	中 島	信 二
17 番	栗 原	吉 平
18 番	三 角	真 弓
19 番	森	茂 生
21 番	川 口	誠 二
22 番	橋 本	正 敏

2. 欠席議員

20 番	栗 山	徹 雄
------	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	秋 山	勲
事務局 長 補 佐	加 藤	邦 博
事務局 次 長	野 村	美 幸
事務局 主 任	古 賀	真知子
書 記	松 尾	眞 吾

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	簗	原	悠	太	朗
副	市	長	原	亮	一	
教	育	長	城	後	慎	一
総	務	部	長	塚	本	真 弓
未来創造戦略部長		鵜	木	英	希	
市	民	部	長	牛	島	新 五
健康福祉部長		丸	山		隆	
産業経済部長		田	中	和	己	
建設整備部長		山	口	幸	彦	
教	育	部	長	馬	場	浩 義
総	務	課	長	清	水	正 行
財	政	課	長	栗	山	哲 也

議 事 日 程 第 1 号

令和8年5月26日（火） 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 請願委員会付託

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 請願委員会付託

請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願

午前10時 開会

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日から6月の定例会でございます。最近急に暑くなりました。体調管理には十分留意され、最終日までどうぞよろしくお願いいたします。

クールビズの取組により、上着、ネクタイ等の着用につきましては、議員並びに執行部とも御自由にお願いたします。

マスクの着用につきましては、個人の判断を基本といたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議場内での撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お知らせします。説明員名簿、提案理由書、請願、一般質問表を配信いたしております。

栗山徹雄議員から、今定例会の欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和8年第2回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（橋本正敏君）

日程第1．会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会において協議いただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

おはようございます。令和8年第2回八女市議会定例会の運営につきまして、去る5月21日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

まず、会期であります。本日5月26日から6月12日までの18日間といたします。

日程についてですが、本日開会をいたしまして、6月1日、2日、3日、4日を一般質問とし、4日の一般質問終了後と5日を議案審議、8日、9日に委員会を行い、12日を閉会といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（橋本正敏君）

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から6月12日までの18日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの18日間に決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（橋本正敏君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において、7番原田英雄議員、15番服部良一議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第3．議案の上程を行います。

市長より報告6件、議案6件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第1号から議案第44号まで、計12件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（簗原悠太郎君）

皆様おはようございます。6月定例会もどうぞよろしく願いいたします。

本日は、令和8年第2回の八女市議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、報告6件及び議案6件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第1号、八女市黒木町赤鳥居前交差点で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきまして御説明いたします。

令和8年1月10日12時30分頃、八女市消防団黒木支団第19分団団員が、八女市消防出初式後、詰所へ戻る途中、消防軽積載車のブレーキ操作を誤り、信号待ちのため停車していた相手方車両に追突し、車両を損傷させるとともに、相手方を負傷させました。

負傷につきましては、治療が終了していないため、物損部分について相手方と交渉した結果、本市が加入する損害保険により、損害賠償金として524,750円を支払うことで承諾する旨の免責証書の提出を受け、合意に至ったものでございます。

続いて、報告第2号、八女市黒木町北大淵で発生した市道陥没による車両損傷事故の損害賠償に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきまして御説明いたします。

令和8年3月28日18時10分頃、相手方車両が市道田ノ下・漆原線を走行中、市道の一部が陥没したため、車両の大部分が転落し、これにより車両が損傷したものでございます。

相手方と交渉した結果、本市が加入する損害保険により、損害賠償金として530千円を支払うことで示談が成立し、合意に至ったものでございます。

続いて、報告第3号、八女市土地開発公社の令和7年度決算及び令和8年度事業計画の報告について、御説明申し上げます。

別冊1の令和7年度決算書をお願いいたします。

1ページは、事業概要及び理事会開催事項について記載しております。

2ページの決算報告書は、収益的収入及び支出に関する決算額の報告でございます。

3ページと4ページの貸借対照表は、令和7年度末の資産、負債及び資本の現在高を表示しております。

5ページは損益計算書を、6ページ以降は、キャッシュフロー計算書、剰余金計算書、財

産目録等について掲載しております。

次に、別冊 2 の令和 8 年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1 ページの事業計画につきましては、用地取得や処分は予定しておりません。

予算につきましては、2 ページに記載しております。

第 2 条の収益的収入及び支出は、公社の経常的な一般管理経費を計上しております。

次に、第 3 条では公社の借入限度額を、第 4 条では理事会の議決を経なければ流用できない経費を定めております。

3 ページ以降は、予算の明細等を記載したものでございます。

以上が内容の説明となりますが、本件につきましては、土地開発公社の理事会において、慎重審議の上、承認されたものであることを御報告いたします。

続いて、報告第 4 号 令和 7 年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

岡山小学校校舎等整備事業について、数年度にわたって費用を支出するため、地方自治法第 212 条の規定に基づき、継続費を設定しておりますが、今回、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、その繰越計算書を報告するものでございます。

続いて、報告第 5 号 令和 7 年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

今回御報告するものは、さきの 9 月、12 月及び 3 月定例会において、繰越明許費の設定をお願いいたしました庁舎照明器具 LED 化事業外 28 件でございます。

以上の事業費につきましては、地方自治法第 213 条の規定に基づき令和 8 年度に繰り越して使用するものであり、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、その繰越計算書を報告するものでございます。

続いて、報告第 6 号 令和 7 年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

今回御報告いたします公共土木災害復旧事業外 1 件について、繰越計算書の説明欄に記載しておりますとおり、令和 7 年度内の完了が不可能となったため、地方自治法第 220 条第 3 項の規定に基づき令和 8 年度に繰り越して使用するものであり、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、その繰越計算書を報告するものでございます。

続いて、議案第 39 号 八女市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正をしたものでございます。

改正の主な内容につきましては、軽自動車税の種別割の名称変更や、固定資産税のわがま

ち特例に関する適用期間の延長等でございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、議案第40号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、必要な改正をしたものでございます。

改正の主な内容につきましては、国民健康保険税の賦課限度額の引上げと、軽減に係る所得判定基準の拡充でございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、議案第41号 八女市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知の方式を変更するとともに、規定の整備を図るため、必要な改正をしようとするものでございます。

続いて、議案第42号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、個人市民税における新たな課税特例の創設や、固定資産税における免税点の引上げ等に関するものでございます。

続いて、議案第43号 八女市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じるため、必要な改正をしようとするものでございます。

最後に、議案第44号 令和8年度八女市一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、84,729千円を追加し、総額は47,984,729千円となります。

歳出につきましては、生活保護費及び保育所等給食支援事業や不登校対策校内支援充実事業に係る経費でございます。

歳入につきましては、生活扶助費等負担金、生活困窮者就労準備支援等事業補助金や、保育所等給食支援費補助金等でございます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第4 請願委員会付託

○議長（橋本正敏君）

日程第4．請願委員会付託を行います。

本定例会において受理した請願は1件であります。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（秋山 勲君）

〔朗読省略〕

○議長（橋本正敏君）

局長朗読のとおり、請願1件を会議規則第137条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は6月1日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時15分 散会